

議案第101号

令和6年度

上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算

第1号

議案第101号

令和6年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度上三川町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出予算それぞれ3,902千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予それぞれ328,098千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月29日 提出

上三川町長 星野光利

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項
3 繰入金	
	1 繰入金
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
264,938	△3,902	261,036
264,938	△3,902	261,036
332,000	△3,902	328,098

歳 出

款	項
1 農業集落排水事業費	
	1 総務費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
125,315	△3,902	121,413
26,366	△3,902	22,464
332,000	△3,902	328,098

令和6年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

予 算 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額
3 繰入金	264,938
歳入合計	332,000

(単位：千円)

補正額	計	備考
△3,902	261,036	
△3,902	328,098	

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
1 農業集落排水事業費	125,315	△3,902
歳 出 合 計	332,000	△3,902

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考
	特 定 財 源			
	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
121,413			△3,902	
328,098			△3,902	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
3	繰入金	264,938	△3,902	261,036
1	繰入金	264,938	△3,902	261,036
	1 一般会計繰入金	264,938	△3,902	261,036

3 繰入金 1 繰入金 1 一般会計繰入金
(単位：千円)

節		区 分	金 額	説 明
		1 一般会計繰入金	△3,902	

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 農業集落排水事業費	125,315	△3,902	121,413			△3,902	
1 総務費	26,366	△3,902	22,464			△3,902	
1 一般管理費	26,366	△3,902	22,464			△3,902	

1 農業集落排水事業費 1 総務費 1 一般管理費
(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給料	△1,106	職員給	
3 職員手当等	△1,348	扶養手当	△260
		期末手当	△615
		勤勉手当	△153
		児童手当	△320
4 共済費	△1,448	共済負担金	△966
		退職手当負担金	△482

補正予算給与費明細書

一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	2		5,149	2,392	7,541	1,501	9,042	
補正前	2		6,255	3,740	9,995	2,949	12,944	
比較			△ 1,106	△ 1,348	△ 2,454	△ 1,448	△ 3,902	

(単位：千円)

職員 手当	区分	管 理 職 手 当	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	
	補正後		100	179		304	767	
	補正前		360	179		304	1,382	
	比較		△ 260				△ 615	
の内訳	区分	勤 勉 手 当	住 居 手 当	児 童 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	会 計 年 度 任 用 職 員 等 手 当	計
	補正後	606	336	100				2,392
	補正前	759	336	420				3,740
	比較	△ 153		△ 320				△ 1,348

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考	
給 料	△ 1,106	給与改定に伴う増減分	215	令和6年人事院勧告に 準拠する増	
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 1,321	職員構成の変動等 による減	
職 員 手 当	△ 1,348	制度改正に伴う増減分	23	令和6年人事院勧告に 準拠する増	
		その他の増減分	△ 1,371	職員構成の変動等 による減	